

ふぐが混入した「ちりめん」の パックの販売について

連絡先

三重県医療保健部 食品安全課
食品衛生班 担当：上浦、山中、山崎
電話：059-224-2343
令和4年10月19日（水）10時30分

1 概要

令和4年10月17日（月）に、岐阜県内のスーパー「ピアゴ長良店」で販売された「ちりめん」の1パックにふぐの稚魚が混入していたことが判明しました。

当該商品は、鈴鹿市内の水産加工業者が加工し、出荷したもので、三重県、愛知県、岐阜県及び滋賀県の各販売店舗に流通しており、同一ロットの商品にふぐが混入している可能性が否定できないことから、当該事業者が自主回収を行っています。

なお、現時点で、同商品を喫食したことによる健康被害の情報はありません。

2 自主回収の対象商品

- 1) 商品名 元気印まるかつのちりめん
- 2) 名称 ちりめん
- 3) 販売形態 パック詰め（透明の合成樹脂パック）
- 4) 内容量 70g
- 5) 販売日 2022年10月5日～2022年10月17日
- 6) 加工者 海産物問屋 株式会社まるかつ
三重県鈴鹿市白子本町18-16

※商品の写真は別紙1を参照

3 販売店舗及び出荷数

- 4 県23店舗 500パック
- | | | |
|----------|------|--------|
| （内訳）三重県内 | 8店舗 | 200パック |
| 愛知県内 | 10店舗 | 200パック |
| 岐阜県内 | 4店舗 | 80パック |
| 滋賀県内 | 1店舗 | 20パック |

※各店舗の詳細は別紙2を参照

4 注意喚起

上記の商品を購入された方は、喫食せずに加工者（株式会社まるかつ：0120-813-831）まで、ご連絡ください。

※食中毒防止のため、一般消費者に対し未処理のふぐを販売することは禁止されています。

（昭和58年12月2日環乳第59号厚生省通知）